



2022年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社ジーネクスト
代表者名 代表取締役 横治 祐介
(コード番号：4179 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 三ヶ尻 秀樹
(TEL. 03-5962-5170)

定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年6月28日開催の第21期定時株主総会において、下記の通り定款を一部変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活発化、効率化、円滑化に繋がり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、当社定款第12条について変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第18条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p><u>1. 変更前定款第17条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p>

3. 日時

定款変更のための株主総会日時 2022年6月28日

定款変更の効力発生日 2022年6月28日

以上